

第2回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第2回定例会 平成29年5月30日

開会 13時30分 閉会 14時45分

出席委員
(23名)

会長 小林茂徳
1 山崎正勝
2 白倉令子
3 小川高史
5 小山睦夫
6 片十郎
7 成山喜枝
8 齊藤敏彦
10 柳澤多久夫
11 荒木稔幸
12 渡邊幹夫

会長代理 依田繁二
13 小山肇治
14 依田隆喜
15 小林健治
16 青木二巳
17 小林勝元
18 清水洋
推進 花岡幹夫
推進 荻原薫
推進 佐藤富士夫
推進 竹内芳男
推進 渡邊重昭

議事録署名委員

3 小川高史

5 小山睦夫

出席職員
(4名)

農業委員会事務局
事務局長 金井 泉
次長 織田 秀雄
事務局 滝澤友一郎
事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第2回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

依田代理

皆さんこんにちは。梅雨に入る前で、朝から大変暑くなりました。前回はスーツでしたが、今回はラフな服装にさせていただきました。

ただ今より第2回農業委員会定例総会を開催します。

議長

皆さんこんにちは。先日のひと雨で、やっと木々の緑も濃くなって来ましたが、まだまだ農家の人にとっては、ひと雨もふた雨もほしいのではないのでしょうか。農作業も忙しくなって来ると思われます。さて、4月・5月は年度末の切り替えで、委員会、総会も多く、私も幾つかの会議に出席しました。その中で19市の協議会があります。長野県には77の市町村があります。その中に19の市がありますが、東御市は18番目の市です。その19市が集まり、協議会が結成されて活動しています。先日通常総会が小諸市で開催されました。その場で各議案が承認され、また各市からの色々な問題を協議し、活発な意見が交わされました。その後、長野県農業会議の小林専務理事の、「農地利用最適化の推進における取り組みについて」という演題で公演がありました。農業委員会憲章の3番目の、農地利用の最適化の推進が、新しい農地法改正の中で必須業務となっています。それに関連して、先日配布された活動記録セットの中に、「ご相談カード」があります。これを有効に使ったら、農地利用の推進に役立つのではないかと思います。私も回覧で各戸に回したことがありますが、なかなか利用されませんでした。できればまず全戸に配布する所から始めたら、一歩踏み出せるのではないかと思います。この中には、農地に関するご相談、遊休農地に関するご相談、農地転用に関するご相談等あるので、こういった物を有効に使えばよいと思います。昨日は東京で、全国農業委員会会長大会がありました。そこでも農地中間管理機構を通じて、農地利用最適化の推進を図ることが大きなテーマになっていました。我々にとっても、大変重大な課題でもあります。これらへの取り組みについて、よろしくお願ひします。

本日は渡邊幹夫委員が欠席です。

議事録署名委員の指名ですが、本日は3番の小川委員、5番の小山委員にお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案についてご説明させていただきます。今月3条は2件です。

まず番号1です。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は同じく〇〇の〇〇さんです。地図の1ページを見ますと、申請地が斜線の部分です。そのすぐ北側に、譲受人の自宅があります。申請地の西側の農地も譲受人の所有

地です。譲渡人の〇〇さんは相続で農地を取得しましたが、耕作が出来ないので、申請地の近くに住む〇〇さんをお願いし、話がまとまりました。下限面積も十分満たしているので、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。譲受人が〇〇の〇〇さん、譲渡人も同じく〇〇の〇〇さんです。こちらも譲受人の自宅のすぐ南側が申請地です。こちらも譲渡人が相続で農地を取得しましたが、耕作できないので、譲受人との間で話がまとまりました。経営面積が〇〇平方メートル程ありますが、こちらは全て利用権設定で農地を借りています。今回の申請地と合わせて3,000平方メートル以上になり、下限面積を満たしています。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それではこれより担当委員の説明に入ります。まず、番号1番の案件につきまして、花岡幹夫委員に説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。地図の1ページをご覧ください。〇〇の南側で、住宅地域と農地地域の間にあります。譲渡人の〇〇さんは〇〇で〇〇に就いていて、農業をするのは困難な状態です。そこで申請地の隣の〇〇さんに相談し、今まで農地管理を一緒にしていたこともあり、〇〇さんに譲り渡す事になりました。申請地の隣地が譲受人の農地なので、耕作するには良い条件です。農地を取得後は、野菜等を栽培する予定との事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号2の案件につきまして、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

それでは説明します。地図の2ページをご覧ください。県道田沢大屋線の〇〇の六差路から、1キロメートルほど西に下った左カーブの所に、自動販売機があります。この交差点を西に800メートル程行った左に火の見櫓があります。そのすぐ南側の道路に面した、〇〇平方メートルの土地です。譲受人の〇〇さんの自宅のすぐ前です。10年以上前から農業をしており、耕運機などの農機具も揃っています。今回の申請地を含め、3,000平方メートル以上の経営になるので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。4条は2件です。

番号1です。地図の3ページ、4ページをご覧ください。場所は〇〇です。申請事由は、一般住宅敷地1棟です。農振除外の案件です。申請人の実家の隣地の農地を転用して、一般住宅を建てるという申請です。集落接続の土地でもあるので、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。申請事由は車庫、作業所、通路敷地です。こちらも農振除外の案件です。申請人は〇〇の〇〇さんです。自家用車やトラクターの車庫を造りたいという事と、ブドウや野菜を栽培しているので、出荷作業を行うスペースを造り、更に自宅への侵入通路の申請です。こちらも集落接続になっていて、隣地が申請人の自宅ですので、問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、片十郎委員より説明をお願いします。

片委員

それでは説明します。地図は3ページです。場所は〇〇の〇〇です。左側に〇〇があります。ここから北へ行った所に十字路があります。そこを左に曲り、次の十字路を右に入った所に〇〇さんの実家があります。実家に隣接している遊休農地〇〇平方メートルが今回の申請地です。周囲は民家も離れているので、特に問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。
続きまして番号2の案件について、小山肇治委員に説明をお願いします。

小山委員

説明します。地図、公図は5ページ、6ページです。申請地は〇〇のバス亭から東に50メートル程行った、畑〇〇平方メートルの土地です。この畑の一部は現状、〇〇さんのお宅への通路として使用されています。今までの通路は幅1.8メートルと非常に狭く、脱輪に注意が必要でした。今回、申請地の南側に面している道路から、直接入れるように通路として、また、車庫と農作業小屋を造るために申請しました。近隣の所有者の了承も得られており、問題ないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3号議案について説明します。5条は計画変更を含め9件です。

計画変更1と番号1は一括で説明します。まず、平成〇〇年に譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇さんに、一般住宅敷地と農機具倉庫敷地という事で許可を受けました。その後、譲受人の方で計画が頓挫してしまい、そのままになっていた土地です。所有権は〇〇さんに替わっています。そして今回、〇〇さんがその土地を譲り受けて、一般住宅を建設するという案件です。場所は地図の7ページ、8ページです。〇〇の信号の南側で、地籍は〇〇です。3種農地の都市計画指定がある用途地域です。問題ないと判断しました。

続いて番号2です。一般住宅敷地の申請です。地図の9ページ、10ページをご覧ください。真ん中の道路が浅間サンラインです。〇〇の信号の角にある、〇〇という会社のすぐ上です。譲受人の〇〇さんは今、〇〇で一人暮らしをしていますが、この方が申請地に移住したいという申請です。現在お住まいの〇〇の土地は処分するという事です。こちらも集落接続になりますので、問題ないと判断しました。

続いて番号3です。こちら一般住宅敷地の申請です。第一種住居地域ですので、3種農地です。周辺の同意も得ていると言う事で、問題ないと判断しました。

続いて番号2の案件について、佐藤富士夫委員に説明をお願いします。

佐藤委員

説明します。場所は、浅間サンラインの〇〇の信号の角に〇〇があります。その北側が申請地です。譲受人は〇〇の土地を処分して、こちらに住宅を新築したいという事です。なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて、番号3の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。場所は地図の11ページです。〇〇の南口の信号を少し行くと、〇〇に入る信号があります。そこから30メートル程先を左に入った所です。この道をずっと行くと、〇〇に行きます。〇〇さんは現在借家住まいをしており、住宅を建てる場所を探していたところ、譲渡人の〇〇さんとの間で話がまとまりました。なんら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて、番号4の案件について、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

よろしくお願いします。地図の13ページをご覧ください。真ん中辺に池が2つあります。ここが変則5差路になっていて、東側に行くと〇〇に行きます。左側に下りて行くと、〇〇という地籍になります。真っ直ぐ南側に行くと、〇〇という地籍があります。この5差路を西に100メートルぐらい行った所に申請地があります。譲受人は〇〇の〇〇さんと言う方です。この方が、ふるさと情報館という情報誌に掲載されている、田舎に住みたい人のための情報を見て、全部で5～6件ほどの候補地の中から、この申請地が一番条件に合ったという事で決めたようです。譲渡人の〇〇

さんは〇〇にお住まいで、農地は東御市の地元の人に耕作してもらっていた状態だったので、今回の話がまとまったという事です。昨年の7月に農振除外されています。譲受人の〇〇さんは〇〇歳の会社員ですが、決まり次第、来年はこちらに移り住みたいという話です。なんら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて、番号5の案件について、柳澤多久夫委員より説明をお願いします。

柳澤委員

お願いします。地図は15ページ、16ページをご覧ください。場所は祢津線から〇〇を上って、〇〇、〇〇方面へ行く坂道の途中にあります。個人住宅と学習塾を建設する予定です。譲渡人の〇〇さんは当該地を相続しましたが、遠方に居住しているため管理ができず、荒地になっていきます。また、老後の資金にしたいため売却を希望しています。譲受人の〇〇さんは、お二人の実家である〇〇と〇〇の間にある東御市で土地を探していたところ、該当する土地が見つかり、今回の申請になりました。奥さんは現在〇〇の嘱託職員ですが、移転後学習塾を始めるそうです。農振除外案件ですので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて、番号6の案件について、佐藤富士夫委員より説明をお願いします。

佐藤委員

説明します。場所は地図の17ページをご覧ください。中央下に〇〇があります。その西側が申請地です。〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、親が高齢になり、祖母も百歳近くになってきたので、実家の近くに家を新築して住みたいという事です。そこでお父さんとおばあさんの土地を借りて

家を建てる事になりました。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようでしたので裁決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて、番号7の案件について、竹内芳男委員より説明をお願いします。

竹内委員

よろしくお願いします。場所は地図の19ページをご覧ください。〇〇の西側、〇〇平方メートルの長方形の土地です。外にも候補地がありました。条件が合わず、今回の申請地に決まりました。譲受人の〇〇さんご夫婦は〇〇歳代ぐらいの方達で、現在〇〇のアパートに住んでいます。隣接地の方の同意も得ており、雨水の排水方法は地下浸透で処理をするとの事です。特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようでしたので裁決に入ります。番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて、番号8の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。場所は地図の21ページをご覧ください。〇〇南口の信号を南へ20メートルぐらい下がった所です。〇〇のすぐ隣の土地です。自社で作る製品の保管場所が手狭になったので、増設したいという事になり、隣地を所有している〇〇さんをお願いして、テント方式で倉庫を造る事になりました。期間は〇〇年という契約です。なんら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようでしたので裁決に入ります。番号8の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。
続きまして議案第4号に入ります。農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当 それでは説明させていただきます。資料の8ページから11ページについて説明します。まず8ページから10ページは通常の利用権設定です。新規と更新を合わせて、56, 986㎡です。内訳は、田が16, 661㎡、畑が40, 325㎡です。続いて11ページは所有権移転の設定です。合計5件、6筆です。合計が8, 592㎡です。5月は全体で30件、51筆です。内訳は、新規の利用権設定が13件、再設定が12件、所有権移転が5件です。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、農用地利用集積計画について、事務局より説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら、出して頂きたいと思えます。
それでは特にないようなので裁決に入ります。農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。
続いて、報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 12ページについては、報告です。農地法第4条の届出ですが、200平方メートル未満の農業用施設であれば、許可ではなく届出でよいという事です。今回は2件で、それぞれ〇〇と〇〇からの届出があります。以上報告です。

議長 ありがとうございます。
続いて、第2回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当 よろしく申し上げます。お手元の資料の1ページをご覧ください。今回は2件の更新申請が出ています。
まずお一人目です。申請者は〇〇〇〇さんです。住所は〇〇〇〇です。目標とする営農類型は、葉物野菜を主とした野菜栽培。経営改善の方向の概要は、所得を維持し、労働時間の減少を目指す。農業経営規模の拡大に関する目標は、ハクサイが現状、作付面積90アール、生産量、販売出荷

量5, 500ケースに対し、目標は、作付面積は同じで、生産量、販売出荷量6, 000ケースです。キャベツが現状、作付面積80アール、生産量、販売出荷量5, 500ケースに対し、目標は、作付面積90アール、生産量、販売出荷量6, 000ケースです。レタスが現状、作付面積160アール、生産量、販売出荷量6, 500ケースに対し、目標は、作付面積150アール、生産量、販売出荷量6, 000ケースです。グリーンレタスが現状、作付面積40アール、生産量、販売出荷量2, 000ケースに対し、目標は、作付面積20アール、生産量、販売出荷量1, 000ケースです。サニーレタスは現状、作付面積25アール、生産量、販売出荷量1, 200ケースに対し、目標は、作付面積20アール、生産量、販売出荷量1, 000ケースです。契約グリーンリーフとサニーレタスはそれぞれ、現状、作付面積20アール、生産量、販売出荷量900ケースに対し、目標は、作付面積40アール、生産量、販売出荷量2, 000ケースです。水田は現状、作付面積50アール、生産量、販売出荷量2.5トンに対し、目標も同じです。1ケースの重さは、ハクサイが15キログラム、レタス・キャベツが10キログラム、グリーンレタスとサニーレタスは5キログラムです。経営面積の合計と耕作面積が違っているのは、二期作を行っているためです。経営管理の合理化の目標は、現状は計画栽培を行っているがロスが多いので、目標はより細かく計画を行う事です。農業従事者様等の改善目標は、現状は休みがないので、目標は作業時間の合理化と、休日を作る事です。それについては、育苗の委託を30パーセント外注する事によって、合理化を図りたいという事です。

議長

ありがとうございました。ただ今の〇〇〇〇さんの申請について、担当委員の齊藤委員より補足説明をお願いします。

齊藤委員

よろしく申し上げます。〇〇さんは、葉物野菜を中心に栽培している若手農業者です。〇〇さん中心で経営していますが、多角経営で堅実な農業をされています。地元でも好青年で信頼もあり、消防の〇〇も歴任し、今回は〇〇の拝命を受け、頑張ってもらっています。将来は東御市の農業を引っ張って行って頂ける若手農業者の一人として、今後の活躍を期待しています。よろしく申し上げます。以上です。

議長

ありがとうございました。その外にご意見等ございましたら、出してください。

それではよろしく申し上げます。

続いて事務局より説明をお願いします。

担い手担当

続いて4ページです。申請者は〇〇〇〇さんです。住所は〇〇〇〇です。目標とする営農類型は、カボチャの産地化、原木シイタケ栽培。経営改善の方向の概要は、カボチャの夏と冬至用の2期作、原木シイタケのブランド化です。農業経営規模の拡大に関する目標は、原木シイタケが現状は、作付面積20アールにハウスが4棟あります。原木9,000本、生産量、販売出荷量共に7トンに対し、目標は作付面積20アールにハウスを5棟にし、原木10,000本、生産量、販売出荷量共に8.1トンです。カボチャは現状、作付面積100アール、生産量、販売出荷量共に7トンに対し、目標は、作付面積300アール、生産量、販売出荷量共に30トンです。米は現状、作付面積93アール、生産量5.4トン、販売出荷量4.8トンに対し、目標も同じです。経営面積の合計は、213アールですが、目標は413アールです。経営管理の合理化の目標は、現状は青色申告、個人経営ですが、目標は法人化です。農業従事態様等の改善目標は、現状は後継者がいないので、目標は後継者の確保、育成と、シイタケ・カボチャのブランド化です。この方は環境にやさしい農業への取り組みという事で、酵素堆肥を使用して土作りをし、農地の復元への取り組みを目標にしています。後継者の問題では、臨時雇用をしながら、その中で後継者を育てて行きたいという目標を持っています。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の依田繁二委員より、説明とご意見をお願いします。

依田代理

それでは説明します。本人は現在〇〇歳ですが、目標を達成するためにとるべき措置の欄にあるように、酵素堆肥を使用して土作りをし、農地復元の取り組みに努力している最中です。それと、荒廃地の問題です。実際に〇〇には荒廃地が多いのですが、彼は狭い農地で大型農機具が入らないとか、道が狭いなどの理由で、なかなか手が入らない農地を積極的に復元しようと頑張っています。そして荒れ地にあるクルミの木を、シイタケの原木として利用しようと考えています。カボチャも実際に100アール栽培していますが、目標は二期作をして生産量を増やそうと考えています。また、環境保全委員会の〇〇をやっていますし、責任感のある人物です。ご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がありましたが、同じくカボチャを栽培している渡邊委員、いかがでしょうか。

渡邊委員

私は冬至カボチャを中心に栽培していますが、天候に左右され収穫が少ない年もあります。夏用カボチャと併用ということなので、良いのではな

いかと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。また意見を取りまとめていただき、お伝え頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。以上で第2回農業経営改善計画認定審査会を終了します。

以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人_____